

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請に係る法令試験問題 (R6.3) (解答編)

申請者名 (法人名) \_\_\_\_\_

受験者の氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

- ※ 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
- ※ 設問の文中には、文言等を一部省略しているものもあります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を  
( ) 内に記入しなさい。

問 1 (目的)

貨物自動車運送事業法の目的の一つは、この法律及び法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全の確保を図るとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することである。【貨物自動車運送事業法】

( ○ )

問 2 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業をいう。【貨物自動車運送事業法】

( × )

問 3 (貨物軽自動車運送事業)

貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【貨物自動車運送事業法】

( × )

問 4 (事業計画)

事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。【貨物自動車運送事業法】

( ○ )

問5（名義の利用等の禁止）

事業者は、無償の場合を除き、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。【貨物自動車運送事業法】

（ × ）

問6（運賃及び料金等の掲示）

事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において従業員に見やすいように掲示しなければならない。【貨物自動車運送事業法】

（ × ）

問7（輸送の安全性の向上）

事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。【貨物自動車運送事業法】

（ ○ ）

問8（運行管理者）

事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。【貨物自動車運送事業法】

（ × ）

問9（過労運転等の防止）

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ○ ）

問10（事故の記録）

事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ × ）

問 1 1 (点呼等)

事業者は、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】  
( ○ )

問 1 2 (選任届)

事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から10日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。  
【道路運送車両法】  
( × )

問 1 3 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

連続運転時間は、3時間を超えてはならない。【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】  
( × )

問 1 4 (自動車に関する表示)

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。【道路運送法】  
( ○ )

問 1 5 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金及び労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。【労働基準法】  
( ○ )

Ⅱ. 次の問題 1 6 から 2 1 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問 1 6 (許可の基準)

国土交通大臣は許可の基準を定めているが、次の中で正しくないものを 2 つ 選び( )に記入しなさい。【貨物自動車運送事業法】

- ア. 事業計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を 確保するため適切なものであること。
  - イ. 事業の遂行上適切な運行管理者を有する物であること。(計画)
  - ウ. 貨物自動車利用運送に係るものにあつては、貨物自動車利用運送を安全 かつ確実に実施するため適切な計画を有するものであること。(特別積合せ運送)
- ( イ ) ( ウ )

問 1 7 (事業計画の変更の認可の申請)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施 行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該 当するもの 3 つを選び( )に記入しなさい。【貨物自動車運送事業法】【貨 物自動車運送事業法施行規則】

- ア. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- イ. 事業の廃止
- ウ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- エ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

( ア ) ( エ ) ( オ )

問18（事業報告書及び事業実績報告書）

事業者は、貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～カの中から選び記入しなさい。【貨物自動車運送事業報告規則】

- ① 事業実績報告書 (カ)
- ② 事業報告書 (オ)

- ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後50日以内
- イ. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年5月31日まで
- ウ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年5月31日まで
- エ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで
- オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- カ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで

問19（過労運転等の防止）

事業者等が事業用自動車の運転者及び特定自動運行保安員として選任してはならない者を、次の中から2つ選び（ ）に記入しなさい。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

- ア. 試みの使用期間中の者であって14日を超えて引き続き使用されるに至った者
- イ. 二月以内の期間を定めて使用される者
- ウ. 日々雇い入れられる者

(イ)(ウ)

問 2 0 (従業員に対する指導及び監督)

事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。対象となる運転者を次の中から選び○印を、そうでないものに×印を記入しなさい。【貨物自動車運送事業安全規則】

- ア. 高齢者（55才以上の者をいう。） ( × )
- イ. 死亡事故を引き起こした者 ( ○ )
- ウ. 運転者として新たに雇い入れた者 ( ○ )

問 2 1 (運行管理者の業務)

運行管理者の業務について、正しいものを3つ選び ( ) に記入しなさい。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 運転者等台帳を作成し、自動車車庫に備え置くこと。
- ウ. 運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を使用時に有効である確認をすること。
- エ. 事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- オ. 運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
- カ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

( ア )( エ )( オ )